

機密保持契約書

株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）と株式会社セールスエンジ（以下「乙」という。）とは、甲が乙に委託し、乙がこれを受託する水質管理業務・水質分析（以下「本業務」という。）について、本業務に係る機密保持のため、次のとおり契約を締結する。

第1条 本契約において「本情報」とは、甲が乙に委任し、乙がこれを受託する本業務に関し甲および乙が相手方から開示・提供を受けた本業務遂行に必要な技術情報、分析試料および水質分析等により知り得た情報のうち機密と特定されたものをいう。

第2条 甲および乙は、本情報の秘密を厳守し、甲の書面による事前の同意なく他に開示もしくは漏洩、または本業務の受委託目的以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (ア) 甲から開示を受けた際、既に公知、公用であったもの。
- (イ) 甲から開示を受けた際、既に乙が所有していたことを立証しうるもの。
- (ウ) 甲から開示を受けた後、乙の責によらないで公知または公用となったもの。
- (エ) 乙が正当な権利を有する第三者から合法的にかつ機密保持義務を負うことなく入手したもの。
- (オ) 乙が独自に開発したことを立証しうるもの。

第3条 前条にかかわらず、乙が本業務の全部または一部を第三者に再委託する必要があるときには、乙は機密情報を当該再委託先に開示できるものとし、その際、乙は、当該再委託先に対して、前条の規定に基づき負担すると同様の義務を負担させます。

第4条 乙で本業務に関わる全ての要員は、業務を遂行する間に得られ、又は生じた情報について、機密保持の義務を負うものとする。

第5条 乙は、本業務の終了後、甲の指示を受けた場合は、速やかに返還可能な本情報を甲に返還し、返還不能なものは消去するものとする。

第6条 1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から5年間とする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、同一条件にて1年間延長去れるものとし、以後も同様とする。
2. 第2条の規定は「本情報」開示後5年間有効に存続する。

第7条 本契約に定めのない事項もしくは本契約の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙信義誠実の精神をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都〇〇区△△△△1丁目1番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
担当部門長 □□ □□ 印

乙 熊本県荒尾市本井手204番地1
株式会社セールスエンジ
代表取締役 杉山 哲也 印

見本